

令和7年 第1回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

1. 開催日時 令和7年3月7日 議案第46号 令和7年度西予市簡易水道事業
会計予算
1. 開催場所 西予市議会第1委員会室
1. 開 会 令和7年3月7日 議案第47号 令和7年度西予市下水道事業会
計予算
午前 8時58分
1. 散 会 令和7年3月7日
午後 0時00分
1. 出席委員
委員長 兵頭 学
副委員長 山下 昌和
委員 宇都宮久見子
委員 宇都宮俊文
委員 河野 清一
委員 森川 一義
1. 欠席委員
なし
1. 出席説明員
建設部長 三瀬 計浩
上下水道課長 紙崎 順一
建設課長 宮本 勘滋
上下水道課長補佐 大内 俊二
上下水道課長補佐 清水 宣行
建設課長補佐 桐山 正男
建設課長補佐 大塚 洋平
建設課長補佐 松本 幸祐
上下水道課係長 山本 裕樹
上下水道課係長 山本 新也
1. 出席議会事務局職員
書記 松本 史子
1. 会議に付した事件
議案第20号 西予市給水条例の一部を改正する
条例制定について
議案第21号 西予市布設工事監督者の配置基
準及び資格基準並びに水道技術
管理者の資格基準に関する条例
の一部を改正する条例制定につ
いて
議案第22号 西予市農業集落排水処理施設条
例の一部を改正する条例制定に
ついて
議案第25号 市道路線の廃止について
議案第26号 市道路線の認定について
議案第40号 令和7年度西予市一般会計予算
議案第45号 令和7年度西予市水道事業会計
予算

開会 午前8時58分

○山下副委員長

これより令和7年第1回定例会産業建設常任委員会を開催いたします。

開会にあたり委員長より挨拶があります。

○兵頭委員長

挨拶を行う。

○山下副委員長

それでは次に、三瀬部長より挨拶をお願いいたします。

○三瀬建設部長

挨拶を行う。

○山下副委員長

それでは、議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言をしてください。また、委員会室への携帯電話の持込みは御遠慮ください。

それではこれより、進行は委員長が行います。

【建設部】

【上下水道課】

○兵頭委員長

それでは、議案第20号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

それでは、議案第20号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

簡易水道事業及び愛媛県条例水道等については、生活用水、その他の浄水を地区住民に供給するため、設置しておりますが、近年、人口減少に伴う給水人口の減少や、節水機器等の普及による雨水水需要の減少に伴いまして、料金収入が減少傾向でございます。その一方で、水道施設設備の老朽化による更新や修繕など、多額の維持管理費が必要になっております。

今回の改正は、馬地県条例水道について健全な経営と適正な維持管理を行う必要があることから、水道料金の改定を行うため、西予市給水条例の一部を改正するものでございます。別表第1（2）簡易水道事業及び愛媛県条例水道等の2、野村町に属する地域のページ中、馬地県条例水道の10立方メートルまでの基本料金を440円から550円にし、超過料金を1立方メートル当たり55円から

66円にしております。

附則としまして、1項（施行期日）この条例は、令和7年4月1日から施行する。2項（経営経過措置）この条例による改正後の西予市給水条例別表第1の規定は、令和7年4月分として徴収する料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○兵頭委員長

紙崎課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第20号西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

賛成全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第21号「西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

議案第21号「西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

生活衛生と関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等が公布され、水道法施行例及び水道法施行規則に規定される、布設工事監督者及び、水道技術管理者の資格要件について改正が行われたことに伴い、これを参酌して定める本条例について所要の改正を行うものでございます。

具体的には、資格要件については、現行では、水道に関する実務経験年数のみを対象としており

ましたが、下水道等に関する実務経験を含める等の改正を行うものでございます。

また別紙、参考資料の学歴及び学科要件における土木工学、土木科以外の過程の追加や、実務経験年数の改正を行う等の改正を行うため、本条例の第3条及び第4条を改めるものでございます。附則としましてこの条例は、令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○兵頭委員長

紙崎課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森川委員

現在、水道課にこの資格条件を満たす職員は何人おりますか。

○紙崎上下水道課長

現在職員の中で技術管理者の資格を持っているものでございますが、本庁支所を含めまして9名が資格要件を持っております。

○兵頭委員長

ほかにありませんか。

○山下副委員長

これ、資格要件の単純に緩くなったっていうか、そういう感覚でとらえて構わないんでしょうか。

○紙崎上下水道課長

要件といたしましては、年数との要件が少なくなっているということで、現在の要件よりは多少なりやすいといえますか、技術管理者になりやすい条件となっております。

○宇都宮久見子委員

今ほど森川委員の質問で9名ということだったんですけど、9名というのは改正前9名で、改正後は人数が変わるんですか。変わらず9名なんですか。

○紙崎上下水道課長

先ほどの9名というのは、改正前の今現在の人数が9名でございます。改正後、何人になるかっていうのは、申し訳ないのですが、人数を数えていないので分かりません。

○河野委員

今の宇都宮議員の質問に関するんですけど、技術者ですけど、本庁に集中されてるんですか。支

所にも配置されておるのか、お聞きしたいと思います。

○紙崎上下水道課長

技術管理者の配置でございますが、現在本庁のほうに6名、支所のほうに3名技術管理者がおります。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第21号「西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第22号「西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

議案第22号「西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

西予市の農業集落排水処理施設は、現在、宇和地区の永長・神野久・田之筋・中川・岩城・多田・明間と、野村地区の長谷・岡成・阿下の10処理区で稼働しております。

このうち、永長処理施設につきましては、平成8年の供用開始から28年、神野久処理施設については平成12年の供用開始から24年が経過しております。機械類の老朽化が顕著になってきております。

また、永長地区においては、近年の集合住宅の増加などによりまして、現在の排水処理施設では汚水処理能力の限界に近い状況になっております。

今回の改正は、今後少子高齢化による人口減少により、利用者数が減少する中、施設の更新や増設には多大な費用が必要となるため、永長及び神野久排水処理施設について、処理能力に余裕のある、隣接する公共下水道へ統合を行うことを目的

として西予市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正するものでございます。

具体的には別表（第2条関係）中、西予市永長農業集落排水処理施設の項及び神野久農業集落排水処理施設の項を削り、附則としまして、1項（施行期日）この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で説明をさせて説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○兵頭委員長

紙崎課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宇都宮久見子委員

今回条例改正なんですけど、その後の施設の利用状況ですかね、前は地元の方にお話してますということ言われてたと思うんですけども、その後何か決まったこととか、利用方法とかが決まったら、また御説明いただいたらと思うんですけども。

○紙崎上下水道課長

地元で利用をしていただきたいということで、地元にも御説明をしているんですけども、その後こういうことに利用したいというようなことは地元のほうからまだ聞いておりませんので、そのほかの利用についても、今のところはまだ、決定してない状況でございます。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

議案第22号「西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時16分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前9時17分）

議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」

並びに議案第45号「令和7年度西予市水道事業会計予算」について議題といたします。

○紙崎上下水道課長

それでは、議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」上下水道課所管分につきまして、御説明を申し上げます。

一般会計補正予算書149ページをお開きください。

8款土木費、5項都市計画費、7目雨水公共下水道事業費で2億2034万9000円を計上しております。内訳としましては、12節委託料、測量設計監理委託料700万円。14節工事請負費2億1334万9000円でございます。三瓶町の安土地区におきまして、県立宇和高等学校三瓶分校付近から上流へ向けて地中に排水管を設置するトンネル工法による工事を継続して行う予定しております。

財源としまして、歳入について御説明を申し上げます。

27ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、3節都市計画費国庫補助金のうち、社会資本整備総合交付金（下水道）防災安全交付金8517万4000円を予定しております。

続いて46ページをお開きください。21款1項市債、5目土木債、7節都市計画債のうち三瓶地区雨水公共下水道事業8510万円を予定しております。

続きまして、浄化槽設置整備関係の予算につきまして御説明申し上げます。

一般会計予算書の103ページ、お開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金、39基分の浄化槽設置整備事業補助金1460万5000円を計上しております。

財源といたしまして、26ページをお開きください。

14款国支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金716万7000円。

31ページをお開きください。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費県補助金、小型合併浄化槽設置整備事業費県補助金227万7000円を予定しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し

上げます。

○兵頭委員長

紙崎課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山下副委員長

103 ページの浄化槽設置整備事業補助金、これ以降の上限価格っていうのが設定はされてるんですか。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時23分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前9時24分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問につきましては担当の山本係長より、答弁をいたします。

○山本新也上下水道課係長

ただいまの山下委員の質問、上限価格ですが、新築と転換によって違いまして、新築の場合でしたら5人槽、一般的な家庭であつたら上限が16万6000円。一番大きい2世帯住宅の10人槽であつた場合は27万4000円となっております。汲み取り単独から合併槽への転換の場合は、5人槽の上限が33万2000円、10人槽でありましたら54万8000円となっております。

令和5年度から宅内配管の補助ということで、転換に関して、宅内配管への補助も始めておりますので、その宅内配管への補助が1件当たり20万円が上限です。単独浄化槽、くみ取りからの転換の場合に、既設の便槽を取り除いた場合にマンフェストを添付してもらって、資料を出してもらった場合に、撤去の補助として9万円を上限で補助しております。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○河野委員

今の浄化槽設置整備事業ですけれども、今年39基の予定ということですけど、例年予算はどんなんですか。目いっぱい使われておるのか、予算は余る状態なのか、お聞きしたらと思います。

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問でございますが、令和5年度、前年度ですけど、前年度は全て使い切っております。今年度につきましては、まだ若干の余裕がある状況でございます。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○河野委員

いろいろ補助の何人槽とかいうのもあるかと思うんですけども、大体この補助3分の1とか半分ぐらい補助で出ますよという割合はあるんでしょうかね。

○紙崎上下水道課長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時28分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前9時32分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問でございますけれども、新築の家につきましては大体補助が3割程度の補助という形になるんですけども、浄化槽の転換、単独槽から合併浄化槽への転換等のときにつきましては、現場の設置条件等が異なっておりますので、何割の補助ということはなかなか言えない状況でございます。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

それでは次に議案第45号「令和7年度西予市水道事業会計予算」を議題といたします。

○紙崎上下水道課長

それでは議案第45号「令和7年度西予市水道事業会計予算」につきましては、議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」上下水道課所管分と関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

水道事業会計の予算につきましては、市内の明浜・宇和・野村・三瓶地区の上水道給水区域、給水戸数1万5140戸の皆様への給水事業に関する予算となっております。総則につきましては、本会議の提案理由において説明をいたしておりますので、割愛をさせていただき、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の詳細について事項別明細書で御説明を申し上げます。

公営企業会計予算書の30ページをお開きください。

収益的収入につきましては、1款水道事業収益、1項営業収益では、1目給水収益、1節水道料金、7億400万円を予定しております。3目その他の営業収益、1節材料売却収益から4節雑収益を合わ

せまして 820 万 6000 円とし、営業収益全体では 7 億 1220 万 6000 円を予定しております。

2 項営業外収益では、1 目受取利息及び配当金、1 節預金利息 35 万 5000 円、2 目 1 節水道加入金 330 万円。

31 ページをお開きください。

3 目補助金、1 節一般会計補助金を 636 万 9000 円予定しております。6 目 1 節長期前受金戻入 6569 万 9000 円。8 目雑収益 2 節その他雑収益、下水道料金併徴収受託費など 853 万 4000 円。営業外収益全体では 8425 万 7000 円を予定しております。

3 項特別利益では、2 目 1 節過年度損益修正益として 4 万円を予定しております。

続きまして、収益的支出の詳細について御説明申し上げます。

32 ページをお開きください。

1 款水道事業費用、1 項営業費用では、7 億 2962 万円を予定計上しております。内訳としまして 1 目原水及び浄水費 1 億 7059 万 3000 円。主なものとしては 18 節委託料、膜モジュール洗浄委託料、高圧電気管理委託料など 2449 万 2000 円。25 節動力費、電力料金 4703 万 6000 円。

33 ページをお開きください。

33 節受水費 6560 万円などでございます。2 目配水及び給水費 1 億 2217 万 5000 円、主なものとしては 18 節委託料、量水器取替委託料、水道管路図補正委託料などを 2298 万 5000 円でございます。

34 ページをお開きください。

21 節修繕費、給排水管修繕費や量水器修繕費など 2992 万 9000 円。25 節動力費、電力料金 4290 万円、27 節材料費 1130 万円などでございます。4 目総係費 1 億 4230 万 5000 円、この総係費は経常費的、事務的経費が主なものでございます。

職員及び会計年度任用職員の人件費、1 節給料から 35 ページの 6 節法定福利費引当金繰入額までの 1 億 1103 万 9000 円を計上しております。

36 ページの 18 節委託料、検針委託料、機器保守料など 2041 万 8000 円を計上しております。

37 ページをお開きください。

5 目減価償却費 2 億 9393 万 4000 円、1 節有形固定資産減価償却費、構築物、機械及び装置減価償却費などでございます。6 目資産減耗費 58 万 3000 円、1 節固定資産除却費、2 節たな卸資産減耗費でございます。7 目その他営業費用 3 万円。1 節材料売却原価であります。2 項営業外費用で

は 4273 万 5000 円を計上しております。1 目支払利息及び企業債取扱諸費 2573 万 5000 円。1 節企業債利息、財務省などへの償還利息でございます。38 ページをお開きください。

4 目 1 節消費税及び地方消費税 1700 万円、本則課税でございます。3 項特別損失では、4 目 1 節過年度損益修正損 55 万 5000 円を計上しております。

39 ページをお開きください。

資本的収入につきましては、1 款資本的収入、1 項負担金では 930 万 6000 円を予定しております。1 目工事負担金 3 節配水管移設工事負担金 550 万円、公共下水道工事に伴う配水管の移設工事補償金でございます。2 目 1 節他会計負担金 380 万 6000 円、消火栓設置に係る一般会計からの工事負担金でございます。2 項企業債では 9240 万円を予定しております。上水道事業債と過疎対策事業債を明浜給水区域、野村給水区域、三瓶給水区域、水道管路布設替工事の財源として予定をしております。3 項補助金では 3790 万 2000 円を予定しております。1 目 1 節国庫補助金、管路耐震化事業への補助金及び、3 目他会計補助金、1 節一般会計補助金で内訳につきましては、企業債、元金償還補助でございます。5 項 1 目 1 節補償金 803 万円を予定しております。

40 ページをお開きください。

資本的支出につきましては 1 款資本的支出、1 項建設改良費では 3 億 3202 万 4000 円を計上しております。1 目送配水等施設費、18 節委託料 6136 万 4000 円。34 節工事請負費 2 億 6912 万 6000 円でございます。

令和 7 年度の主な事業といたしましては、1 ページをお開きください。

総則第 2 条の 4 号に記載しております宇和給水区域、岩木地区の配水管布設 2830 万円。明浜給水区域、国道 378 号送水管布設替事業 5753 万円。野村給水区域、緑ヶ丘地区配水管布設替 3000 万円、三瓶給水区域、蔵貫浦地区送配水管布設替 2470 万円などでございます。限られた予算の中でございますが、計画的な管路の耐震化に取り組んでいく予定としております。

再度 40 ページをお開きください。

2 項 1 目企業債償還金、1 節企業債元金 1 億 2085 万円、財務省及び地方公共団体金融機構への償還でございます。

41 ページをお開きください。

1 項 1 目 1 節たな卸資産購入限度額 550 万円、貯蔵材料・貯蔵量水器を計上しております。

最後に一般会計予算書の 110 ページ、お開きください。

4 款衛生費、4 項 1 目水道費、18 節負担金補助及び交付金、水道事業会計負担金 3125 万 7000 円を計上しております。この負担金につきましては、水道事業会計予算書の収益的収入における一般会計負担金 445 万 5000 円、一般会計補助金 636 万 9000 円、資本的収入における一般会計補助金 2043 万 3000 円の合計額でございます。水道事業会計予算のうち、児童手当消火栓維持管理費、企業債元利償還金で受け入れ、充当することとしております。

また、南予水道企業団の災害復旧事業負担金について 18 節負担金補助及び交付金、南予水道企業団負担金 1403 万 4000 円を計上しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○兵頭委員長

紙崎課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森川委員

公営企業会計の 40 ページの財務省のこの借入はいくらぐらいあるんですか。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 46 分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 48 分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問につきましては水道事業担当の山本係長より、お答えいたします。

○山本裕樹上下水道課係長

森川委員からの御質問について答弁いたします。令和 5 年度末の現在ではございますが発行額、起債、借り入れておる額が 29 億 4170 万円。未償還残高でございますが 19 億 2032 万 304 円となっております。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宇都宮久見子委員

委託料になるのかなと思うんですけど、水道の検針をしてもらったり、メーターが何年間に 1 回

交換してください、交換に行きますとかいうお手紙が来たりすると思うんですけど、これ年間にどれぐらいなのか。年によって変わってくると思うんですけど、大体どれぐらいの数交換をされて、交換したのでまたお掃除をして、リサイクルじゃないですけど、また使うようになるのかなあと思うんですけど、そういうのはどこの業者さんがされて、使われてるのか御説明いただけたらと思います。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 50 分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 53 分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問につきまして山本係長より答弁をいたします。

○山本裕樹上下水道課係長

宇都宮久見子委員からの質問について答弁させていただきます。まず、交換件数でございますが、令和 7 年度の見込みで約 2,000 件を予定しております。

また使用した量水器のリサイクルにつきましては、リサイクルは専門業者に依頼しておりますが、交換につきましては市内の環境設備協同組合に委託して交換をさせていただいております。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山下委員

水道事業会計だけではないと思うんですけど未収のところですよね。貸借対照表の未収金のところの回収の予定っていうのはどういうふうな計画をされてますか。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 55 分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 58 分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問の未収金についてでございますけれども、水道企業会計のほうは 3 月 31 日で出納閉鎖という形になりますので、2 月、3 月の料金につきましては、検針後、料金調定を上げても主料金が入ってくるのが 2 カ月遅れということで 4 月、5 月で料金が入ってくるという形になります。そこで未収金という形になっております。それともう 1 つ、消費税の還付分というのが入って

おります。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

次に、議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」並びに議案第46号「令和7年度西予市簡易水道事業会計予算」を議題といたします。

紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

議案第46号「令和7年度西予市簡易水道事業会計予算」につきまして、議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」上下水道課所管分と関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

簡易水道事業の予算につきましては、市内の宇和・野村・城川地区の給水人口101人から5,000人までの簡易水道事業33事業、給水戸数2,260戸を対象とした事業予算となっております。

総則といたしましては、本会議の提案理由において説明をいたしておりますので、割愛をさせていただき、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の詳細について、事項別明細書で御説明を申し上げます。

公営企業会計予算書の70ページをお開きください。

収益的収入につきましては1款簡易水道事業収益、1項営業収益では6281万1000円を予定しております。1目給水収益、1節水道料金5181万円、3目その他の営業費収益、2節他会計負担金、一般会計負担金から4節雑収益まで、合わせて1100万1000円でございます。2項営業外収益では、6697万7000円を予定しております。1目受取利息及び配当金、1節預金利息6万6000円。2目1節水道加入金14万3000円。3目1節他会計補助金、一般会計補助金、人件費などの補助金2772万5000円。6目1節長期前受金戻入3904万3000円を予定しております。

71ページをお開きください。

3項特別利益では、2目1節過年度損益修正益3万円を予定しております。

72ページをお開きください。

収益的支出につきましては、1款簡易水道事業費用、1項営業費用では1億3406万円を計上しております。1目原水及び浄水費1657万3000円。

主なものとしては、21節修繕費664万9000円、32節負担金、南予水質検査協議会負担金602万7000円などでございます。2目配水及び給水費1488万3000円。

73ページをお開きください。

主なものとしては、21節修繕費、給排水管修繕費などで899万3000円。25節動力費223万1000円でございます。4目総係費5244万4000円、主なものとしては、1節給料から6節法定福利費引当金繰入額までの人件費2267万7000円。

74ページをお開きください。

18節委託料、施設の維持管理委託料など2843万5000円でございます。5目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費4916万円、構築物減価償却費などでございます。6目資産減耗費、1節固定資産除却費100万円でございます。

76ページをお開きください。

2項営業外費用では65万7000円を計上しております。1目支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利息62万4000円、財務省などへの償還金でございます。3目1節消費税及び地方消費税3万3000円、本則課税でございます。3項特別損失では4目1節過年度損益修正損として3万円を計上しております。

77ページをお開きください。

資本的収入につきましては、1款資本的収入、3項補助金、3目他会計補助金、1節一般会計補助金、企業債元金・償還補助金884万4000円を予定しております。

78ページをお開きください。

資本的支出につきましては1款資本的支出、1項建設改良費、1目送配水等施設費、34節工事請負費355万3000円を計上しております。2項1目企業債償還金、1節企業債元金1219万4000円を計上しております。

79ページをお開きください。

貯蔵品につきましては、1款1項1目1節たな卸資産購入限度額30万円、貯蔵材料を計上しております。

ここで、一般会計予算書の109ページをお開きください。4款衛生費、4項1目水道費、18節負担金補助及び交付金、簡易水道事業会計へ負担金3811万7000円を計上しております。この負担金につきましては簡易水道事業会計予算書の収益的収入における一般会計負担金154万8000円、一般

会計補助金 2772 万 5000 円、資本的収入における一般会計補助金 884 万 4000 円の合計額でございます。簡易水道事業会計予算のうち、元利償還金、人件費、修繕費、滅菌器、高料金対策、消火栓維持管理費等で受入充当することとしております。

続きまして、水道事業で最後となりますけれども給水人口 100 人以下の県条例水道と 63 事業を対象にいたしました。事業予算について御説明を申し上げます。

一般会計予算書の 110 ページをお開きください。

支出につきまして 4 款衛生費、4 項 1 目水道費、県条例水道等維持管理事業 1366 万 6000 円を計上しております。維持管理事業の主なものは 10 節需用費のうち、施設の修繕費など 414 万 6000 円、12 節委託料のうち、施設、設備、管理委託料など 509 万 9000 円でございます。

194 ページをお開きください。

12 款 1 項公債費では、1 目元金及び 2 目利子のそれぞれ 22 節償還金利子及び割引料、償還元金及び償還利子を合わせまして 278 万 3000 円を計上しております。

196 ページをお開きください。

13 款諸支出金、2 項 1 目基金費、県条例水道等基金事業といたしまして 134 万 2000 円を積み立てることとしております。これは県条例水道等事業の円滑な運営に要する経費の財源に充てるためでございます。

収入につきましては、18 ページお開きください。

12 款分担金及び負担金、1 項分担金、4 目衛生費分担金、1 節水道費分担金、県条例水道等整備事業費分担金 245 万円を予定しております。

20 ページをお開きください。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、3 目衛生使用料、2 節水道使用料 822 万 5000 円。

36 ページをお開きください。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金、1 節利子、県条例水道等基金利子 4 万 2000 円。

38 ページをお開きください。

18 款繰入金、2 項基金繰入金、39 目県条例水道等基金繰入金 211 万 3000 円。

39 ページをお開きください。

19 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金 3 億 130 万円のうち、県条例水道等繰越金 130 万円。

43 ページをお開きください。

20 款諸収入、5 項 4 目雑入、4 節衛生費雑入、その他雑入 71 万 4000 円のうち県条例水道雑入を 35 万 7000 円予定しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○兵頭委員長

紙崎課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

次に、議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」並びに議案第 47 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計予算」を議題といたします。

紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

議案第 47 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計予算」につきまして、議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」上下水道課所管分と関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

下水道事業の予算につきましては、市内の宇和・野村地区の公共下水道及び農業集落排水、宇和地区の公共浄化槽使用者 1 万 3578 人の皆様を対象にいたしました。施設管理事業及び今後の公共下水の施設整備事業に関する予算でございます。

総則につきましては、本会議の提案理由において説明をいたしておりますので、割愛をさせていただき、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の詳細について事項別明細書で御説明を申し上げます。

公営企業会計予算書の 108 ページをお開きください。

収益的収入につきましては、1 款下水道事業収益、1 項営業収益では、1 目 1 節下水道使用料 2 億 2646 万 1000 円、9 目その他営業収益、1 節手数料、3 節雑収益を合わせて 18 万 8000 円、合計 2 億 2664 万 9000 円を予定しております。

2 項営業外収益では、1 目受取利息及び配当金、1 節預金利息 7000 円、2 目他会計負担金、1 節一般会計負担金、分流式下水道等に要する経費など 2 億 8641 万 1000 円、3 目他会計補助金、1 節一般会計補助金、経営基盤強化などを 3595 万 9000 円。

109 ページをお開きください。4 目補助金、1 節

国庫補助金 250 万円、5 目 1 節長期前受金戻入 2 億 8124 万 9000 円。8 目雑収益、4 節延滞金、9 節その他雑収入を合わせて 19 万 5000 円、合計 6 億 632 万 1000 円を予定しております。3 項特別利益では、2 目 1 節過年度損益修正益として 3 万円を予定しております。

続きまして収益的支出について御説明を申し上げます。

110 ページをお開きください。1 款下水道事業費用、1 項営業費用では 9 億 294 万 4000 円を計上しております。1 目管渠費 7890 万 9000 円。主なものとしましては、15 節光熱水費 1373 万 5000 円、19 節委託料 2441 万 1000 円、中継ポンプ施設維持管理委託料など。22 節修繕費 3677 万 4000 円などでございます。3 目処理場費 2 億 6160 万 8000 円。

111 ページをお開きください。

主なものとしましては、15 節光熱水費 3633 万 7000 円、電気代などでございます。19 節委託料 1 億 2119 万 9000 円、処理場維持管理委託料、汚泥運搬・処分委託料などでございます。22 節修繕費 8466 万 2000 円、処理場施設修繕などでございます。

112 ページをお開きください。

4 目総係費 5959 万円、主なものとしましては 1 節給料から 7 節法定福利費引当金繰入額までの人件費 3403 万 9000 円、19 節委託料、下水道使用料徴収事務委託料などで 2121 万 9000 円でございます。

114 ページをお開きください。

5 目浄化槽費、公共浄化槽の維持管理費用 159 万 7000 円、6 目減価償却費、44 節有形固定資産減価償却費 5 億 124 万円でございます。

115 ページをお開きください。

2 項営業外費用では 5853 万 5000 円を計上しております。1 目支払利息及び企業債取扱諸費、50 節企業債利息 4843 万 5000 円、財務省などへの償還利息。2 目 54 節消費税及び地方消費税 1010 万円を計上しております。3 項特別損失では 4 目 62 節過年度損益修正損 7 万円を計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出について御説明を申し上げます。

116 ページをお開きください。

資本的収入につきましては 1 款資本的収入、1 項企業債、1 目 1 節建設改良費等の財源に充てるための企業債、下水道事業債及び過疎対策事業費

債 1 億 3900 万円。2 項出資金、1 目他会計出資金、1 節一般会計出資金、1 億 9397 万 9000 円。3 項補助金、1 目 1 節国庫補助金 1 億 3550 万円。4 項分担金及び負担金、2 目受益者負担金及び分担金 497 万 7000 円を予定しております。

117 ページをお開きください。

8 項 1 目 1 節補償金 5000 万円を予定しております。

118 ページをお開きください。

資本的支出につきましては 1 款資本的支出、1 項建設改良費では 4 億 983 万 7000 円を計上しております。1 目管渠整備事業費 2 億 8900 万円、内訳は、29 節補償金、下水道工事に伴う水道管布設替工事の補償金 550 万円、32 節工事請負費、管渠整備費 2 億 8350 万円でございます。11 目改築管渠整備事業費 5000 万円。内訳は 19 節委託料 1000 万円。32 節工事請負費 4000 万円でございます。13 目改築処理場整備事業費、19 節委託料 5007 万 9000 円。20 目建設改良事務費 2075 万 8000 円。主なものとしまして、職員の人件費として 1 節給料から 6 節法定福利費までの合計 1771 万 3000 円、21 節賃借料、積算システム賃借料 302 万 2000 円などがございます。

119 ページをお開きください。

2 項 1 目、76 節企業債償還金、2 億 9640 万 1000 円を計上しております。財務省などへの償還金でございます。

ここで一般会計予算書の 148 ページをお開きください。

下水道事業会計繰出事業といたしましては、8 款土木費、5 項都市計画費、2 目公共下水道費、18 節負担金補助及び交付金では、公共下水道事業会計負担金といたしまして 1 億 9964 万 5000 円。23 節投資及び出資金では 1 億 1103 万 9000 円を計上しており、公共下水道事業への繰出しとして 3 億 1068 万 4000 円を計上しております。

115 ページをお開きください。

6 款農林水産費、1 項農業費、18 節負担金補助及び交付金、公共浄化槽整備推進事業会計負担金 198 万 6000 円、農業集落排水事業会計負担金 1 億 2073 万 9000 円を計上しております。

117 ページをお開きください。

23 節投資及び出資金 8294 万円を計上しており、農業集落排水事業、公共浄化槽整備推進事業への繰出しとして、合計 2 億 566 万 5000 円を計上して

おります。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○兵頭委員長

紙崎課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森川委員

企業会計の 110 ページですか。中継ポンプ施設維持管理委託料、これはどういうところで支払っているのでしょうか。維持管理やったら職員ができるんじゃないかと思うんですが。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 25 分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 26 分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問について担当の山本係長より、答弁をいたします。

○山本新也上下水道課係長

ただいまの森川委員の質問ですが、それぞれ公共とか農集によって各地区の施設の維持管理業者が決まっております。

公共であれば、西予市浄化槽維持管理協同組合、永長、神野久、それぞれ各処理区において、維持管理業者がおるんですが、月に 1 回の保守点検を、維持管理業者にしてもらってあるのと、夜間、休日通して、警報が出て、ポンプが詰まったときなんかの対応もしていただいておりますので、それを全部職員ができるかということ、なかなか今の職員数では、ちょっと無理があるということで、今は委託をさせていただいて、業者にその対応に当たっていただいているということです。

昨日も、明間のほうで 3 時間停電がありまして、マンホールポンプあふれる寸前というところまで来まして、そういうときには、維持管理業者、当然職員も 3 名同行して、状況確認しながらということで対応させていただきました。

○河野委員

108 ページ、他会計負担金ということで分流式下水道等に要する経費 2 億 7000 万円ほどあるわけなんだが、これちょっと、もう少し詳しく説明をお願いしたらと思います。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 28 分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 32 分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの質問については山本係長より答弁をいたします。

○山本裕樹上下水道課係長

先ほどの河野委員からの質問について答弁いたします。分流式に対します国の繰出基準に基づきまして算定した額を一般会計から負担金として繰入れております。

○森川委員

企業会計の 118 ページ、13 改築処理場整備事業、処理場を改築する予定があるわけでしょうか。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 33 分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 35 分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの 118 ページに関する御質問でございますが、委託料の 5007 万 9000 円の話でよろしいのでしょうか。これにつきましては、下水道事業のストックマネジメント、今後の維持管理に対してどういうふうに維持管理をしていくかということを検討する業務があるんですけれども、これに対する委託費用となっております。

○河野委員

117 ページに、資本的収入の補償金が 5000 万円予定されてますけども、何に対する補償金でしょうか。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 36 分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 39 分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの補助金 5000 万円についてでございますけれども、県道鳥坂宇和線の明石付近の改良工事に伴います補償金をいただくようになっております。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 39 分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 40 分）

○紙崎上下水道課長

ここで水道事業会計における山下委員の答弁につきまして、修正をさせていただいたと思います。修正につきまして、山本係長より説明をいたします。

○山本裕樹上下水道課係長

先ほどの水道事業で山下委員から質問のありました未収金の関係について訂正をさせていただきたいと思います。未収金の比較の中で1800万円から4400万円ということで大幅に上がっておりますが、その中で、消費税の還付金と申し上げましたが、国庫補助金と補償金がその差額となります。修正しておわび申し上げます。

○兵頭委員長

それではほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」この議案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に議案第45号「令和7年度西予市水道事業会計予算」この原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により、原案可決決定しました。

次に、議案第46号「令和7年度西予市簡易水道事業会計予算」この原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第47号「令和7年度西予市下水道事業会計予算」の原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時45分）

【建設課】

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前10時59分）

○宮本建設課長

議案第25号「市道路線の廃止について」及び議案第26号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。公園利用者の安全を確保できるよう市道三島いなや線の路線計画を変更して、再認定するものでございます。

なお、本件に係る市道の廃止認定につきましては、さきの1月21日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものでございます。

以上よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

宮本課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第25号「市道路線の廃止」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第26号「市道路線の認定について」をお諮りいたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」建設課所管分を議題といたします。

宮本課長の説明を求めます。

○宮本建設課長

それでは議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」建設課所管分について御説明申し上げます。

す。

予算書は140ページになります。

8 款 1 項 1 目道路地籍整備事業におきまして、委託料のほか1303万2000円を計上しております。こちらの事業は、主に市道の未登記地問題を解消する業務ですが、令和7年度は1路線15筆の測量、9筆の地図訂正を予定しております。財源は全て一般財源となります。

続いて予算書142ページになります。説明資料は①になります。

8 款 1 項 2 目がけ崩れ防災対策事業におきまして、14 節工事請負費 5000 万円を計上するものでございます。本事業は、愛媛県がけ崩れ防災対策事業及び集落・避難路保全斜面地震対策事業を活用して、土砂災害の防災減災を目的とした工事を実施するものです。令和7年度に予定している1カ所、野村町野村の工事請負費となります。財源は、県補助3000万円、緊急自然災害防止対策事業債1250万円、寄附金750万円となっております。

続きまして、同じく予算書142ページになります。説明資料②になります。

8 款 2 項 1 目県営道路事業負担金事業におきまして、18 節負担金1302万9000円を計上するものでございます。本事業は、愛媛県が市内で実施する道路事業に対しまして、愛媛県土木建設事業負担金条例に基づき、市の負担金を支出する事業でありますが、令和7年度に16カ所の改良事業を予定されております。その事務費を除く事業費の7%に当たる負担金を納付するものでございます。財源は全て一般財源となっております。

続きまして予算書144ページをお開きください。

8 款 2 項 2 目道路橋梁維持修繕事業におきまして、9119万6000円を計上するものでございます。こちらの事業は各支所単位で、道路維持修繕に係る修繕料。倒木、崩土除去及び除雪などの重機借上料、工事請負費等が主な経費となっております。財源は、繰入金と一般財源となっております。

続きまして、予算書145ページをお開きください。

ここからは、道路新設改良費の説明となっております。資料は、説明資料③を御覧ください。令和7年度12路線の道路改良及び舗装改修を計画しており、位置図と概要を記載しております。

8 款 2 項 3 目市道知野龍徳線改良事業におきまして1000万円を計上しております。こちらの施工

箇所は野村町舟渡地区で14 節工事請負費 1000 万円を計上するものでございます。財源は過疎対策事業債1000万円となっております。

続いて、市道平岩柳沢線改良事業におきまして、2200 万円を計上するものでございます。こちらの施工箇所は城川町遊子川地区、14 節工事請負費 2200 万円、全計画延長は54 メーターとなっておりますが、そのうち24メーターは令和5年度に完了しており、残りの30メーターを施工予定としております。財源は辺地対策事業債2200万円となっております。

続きまして、市道1級路線7号線舗装事業におきまして、14 節工事請負費 2550 万円を計上するものでございます。こちらの施工箇所は宇和町小野田地区で、舗装改修延長280 メーターを実施するものでございます。こちらは平成24年度から実施しておりますが、令和8年度で完了する見込みとなっております。財源は社会資本整備総合交付金1425万円、過疎対策事業債1120万円、一般財源55万円となっております。

続きまして市道二及10号線改良事業におきまして21 節補償金1550万円を計上するものでございます。令和4年度に市道改良工事が完了し、令和5年度に建物事後調査を実施いたしました。令和6年度に補償金算定業務を実施いたしまして、改良工事に起因する損害が認められた建物について、補償金を令和7年度に計上しております。対象件数は47戸となっております。財源は都市防災交付金750万円、一般財源800万円となっております。

続いて、市道平岩線改良事業におきまして、2050 万円を計上するものでございます。こちらは城川町平岩地区と泉川地区を結ぶ市道でありますが、県道が土砂崩れ等で通行止めになった場合と、緊急時の迂回路として整備するものでございます。令和7年度は14 節工事請負費 2050 万円を計上しており、施工延長は約100 メーターでございます。財源は、地方創生道整備推進交付金1000万円、過疎対策事業債1050万円となっております。

続いて、市道旧町地区63号線改良事業におきまして2050万円を計上するものでございます。こちら宇和町下松葉地区の上池と下池の間を抜け、春日神社横で、旧町地区71号線につながる路線となっております。こちらの拡幅を行うことで、中心部へのアクセス改善、さらには大規模災害時の迂

回路としての役割も期待できる路線でございます。令和7年度は14節工事請負費2050万円を計画しており、施工延長は約78メートルを予定しております。財源は、地方創生道整備推進交付金1000万円、過疎対策事業債1050万円となっております。

次に、市道朝立1号線改良事業におきまして、7550万円を計上しております。本路線は三瓶町朝立地区の避難場所に指定されている三瓶公園へ通じる避難路整備工事です。令和6年度から工事に着手し、約37メートルが完成しており、令和7年度は120メートルを予定しております。財源は都市防災交付金5000万円、過疎対策事業債2550万円となっております。

次に、市道津布理18号線改良事業におきまして、1000万円を計上しております。本路線は三瓶町津布理地区の県道宇和三瓶線を起点として、三瓶清流苑火葬場及び南予用水施設へつながる道路として利用されております。車両の離合が困難な箇所の改良を行っております。令和5年度からの継続工事で14節工事請負費1000万円を計上しております。財源は過疎対策事業債1000万円となっております。

続いて、市道旧町地区277号線改良事業におきまして4050万円を計上しております。こちらは、宇和町伊賀上地区から林道成谷線へ接続し、吉田地区へのアクセス道にもなっており、国道56号線の災害時には迂回路としての機能が期待される路線です。内訳は、14節工事請負費3700万円、21節物件補償金350万円となっております。財源は地方創生道整備推進交付金2000万円、過疎対策事業債2050万円となっております。

続きまして、市道荷刺大西鎌田西線改良事業において3050万円を計上するものでございます。野村町大西地区と鎌田地区の集落間を結ぶ重要な路線でございますが、幅員が狭く、見通しが悪い箇所が多いことから、令和6年度から実施しております。令和7年度の内訳は、14節工事請負費2850万円、21節補償金200万円となっております。財源は、地方創生道整備推進交付金1500万円、過疎対策事業債1500万円となっております。

次に、市道下宇和地区20号線改良事業におきまして1500万円を計上するものでございます。本路線は宇和町皆田地区岡組集落内を抜ける市道でございますが、部分改良を行うことで消防車等の緊急車両が通行できるよう計画しております。全延

長は230メートルでございます。令和6年度は、測量設計を実施しており、令和7年度は16節土地購入費755万円、21節補償金45万円、14節工事請負費700万円の内訳となっております。施工延長は約30メートルを予定しております。財源は過疎対策事業債となっております。

次に、市道蔭之地杉の瀬線改良事業におきまして、14節工事請負費3050万円を計上するものでございます。当路線は、県道野村城川線から今田地区を結ぶ主要な生活道でございますが、幅員が狭く離合場所がないことから、部分改良を計画しております。令和6年度に測量設計を実施済みであり、令和7年度は約90メートルの改良工事を予定しております。こちらの財源は地方創生道整備推進交付金1500万円、過疎対策事業債1550万円となっております。

続きまして、予算書は145ページになります。

こちらのほうは、橋梁新設改良費になります。

2款2項5目橋梁長寿命化修繕計画策定事業におきまして、12節委託料8700万円を計上するものでございます。当事業は市道橋の5年に一度の法定点検と、長寿命化修繕計画を策定する事業でございますが、令和6年度からの3巡目の点検と長寿命化修繕計画の改定になります。橋梁点検は133基を予定しておりまして、5950万円。長寿命化修繕計画の改定に2750万円を計画しております。財源は、道路メンテナンス事業補助5392万2000円、過疎対策事業債3300万円、一般財源が7万8000円となっております。

同じく予算書145ページ、橋梁補修事業におきまして、14節工事請負費5,700万円を計上しております。こちらの説明資料④を御覧ください。こちらと同じく道路メンテナンス事業補助金による補助事業でございますが、令和7年度に5橋、幸徳橋、的場橋、新開橋、昭和橋、両道橋の補修工事を計上しております。財源は、道路メンテナンス事業補助金3448万5000円、過疎対策事業債2250万円、一般財源が1万5000円となっております。

続いて、橋梁新設撤去事業におきまして18節負担金1億6056万9000円を計上するものでございます。こちら資料がございまして、⑤を御覧ください。こちらの内訳としましては野村町の新石久保橋架替に係る事業負担金1億5006万5000円と工事事務費1050万4000円となっております。こ

ちらを納付するものでございます。工事の内容としましては、肱川河川整備に合わせて、石久保橋橋梁工事を愛媛県に代行していただいております。現在の状況は、新石久保橋の下部工、橋台でございますが、こちらの工事に着手している状況でございます。令和7年度の予定は残りの確保、橋脚の部分になりますが、こちらの完成と上部工の一部を予定しております。こちらの財源は社会資本整備総合交付金 7500 万円、過疎対策事業債 7500 万円、一般財源 1056 万 9000 円となっております。

続きまして予算書 146 ページをお開きください。

8 款 3 項 2 目河川維持事業におきまして 895 万 8000 円を計上するものでございます。こちらの事業は各支所単位で、河川維持修繕に係る工事請負費、修繕料、重機借上料、草刈補助金等の経費を計上しております。財源は繰入金と一般財源となっております。

続きまして予算書 147 ページをお開きください。

8 款 4 項 1 目港湾施設維持管理事業におきまして、236 万 8000 円を計上しております。こちらは三瓶港港湾施設の維持修繕に係る修繕料、重機借上料、工事請負費、その他維持管理に必要な経費となっております。財源は、使用料と手数料と一般財源となっております。

続きまして同じく予算書 147 ページの下端のほうになります。8 款 5 項 1 目都市計画策定管理事業におきまして 1062 万 3000 円を計上しております。こちらの事業は、市が目指すまちづくりの計画策定及び都市計画に関する計画の進捗管理を行っております。令和7年度は維持可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するため、立地適正化計画の見直しを実施いたします。12 節委託料 1025 万 2000 円を計上しております。

続きまして予算書 149 ページを御覧ください。説明資料は⑥を御覧ください。

8 款 5 項 5 目野村地区都市再生整備計画事業におきまして 3 億 5842 万 2000 円を計上しております。当事業は、都市構造再編集中支援事業補助金により、野村地区肱川河川沿いの復興整備を推進する目的で、公園道路整備を行っております。令和7年度は左岸側の主要施設となる交流広場と河川沿い、市道改良工事、それと右岸側の地域広場等を整備する予定でございます。内訳としまして

は 14 節工事請負費 3 億 2853 万 7000 円、18 節負担金補助及び交付金で 2763 万 6000 円、21 節補償金として 1000 万円となっております。財源は都市構造再編集中支援事業補助金 1 億 5306 万 1000 円、過疎対策事業債 1 億 9690 万円、使用料 30 万円、一般財源は 816 万 1000 円となっております。

続いて予算書 150 ページを御覧ください。

8 款 6 項 1 目公営住宅管理事業におきまして、2691 万 5000 円を計上するものでございます。こちらの事業は各支所単位で、公営住宅の施設維持管理に係る修繕料、検査委託料等の経費を計上しております。財源は使用料と手数料となっております。

同じく予算書 150 ページ、説明資料は⑦になります。

8 款 6 項 1 目地域住宅交付金事業におきまして 2 億 5108 万 2000 円を計上しております。こちらの内訳としましては 14 節工事請負費で、一の瀬団地 1 棟系統になりますが、こちらの建築工事費及び電気設備、機械設備工事費、れんげ団地外壁改修工事、こちら C と D 棟になります。あと 12 節委託料といたしまして、一の瀬団地改築工事 1 棟系統の管理委託料、市単独分としてれんげ団地外壁改修設計監理委託料、一の瀬団地造成測量再設計委託料を予定しております。財源としましては、社会資本総合整備交付金 6761 万 4000 円、公営住宅建設事業債 1 億 540 万円、住宅使用料収入 7872 万 8000 円、一般財源が 6 万円となっております。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 27 分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 28 分）

○宮本建設課長

続きまして、同じく予算書 150 ページを御覧ください。

民間住宅等耐震化・改善促進事業におきまして 2447 万 2000 円を計上しております。説明資料⑧を御覧ください。こちらの内訳としましては 12 節委託料として、耐震診断技術者派遣 180 万円を計上しております。あと 18 節補助金として 2267 万 2000 円。アスベスト調査補助金 1 件、木耐震診断補助金 1 件、耐震改修設計補助金 15 件、耐震改修工事補助 15 件、屋根耐風改修工事補助金 1 件、耐震シェルター補助金 1 件、ブロック塀等安全対策

補助金 4 件を計上しております。財源は社総金 1085 万円、県補助金 667 万 5000 円、一般財源 694 万 7000 円となっております。

同じく予算書 150 ページ、空家等対策事業におきまして 5850 万 6000 円を計上しております。令和 7 年度より、危険空家除却事業と空き家対策計画策定管理事業の 2 つの事業を 1 つの事業にまとめ、空き家全般に係る事業をこちらの事業で行うことといたしております。こちらの内訳としましては 12 節空き家等実態把握調査業務委託料として 1205 万 3000 円、18 節危険空家除却事業補助金として 2400 万円、子育て世帯等空き家活用定住支援補助金として 2000 万円となっております。財源としましては、空き家対策総合支援事業補助金 1802 万 6000 円、県補助金 600 万円、一般財源 3448 万円となっております。

次に予算書 194 ページになります。

説明資料⑨になります。11 款 6 項 1 目道路橋梁河川災害復旧事業におきまして、14 節工事請負費 404 万 3000 円を計上するものでございます。こちらは令和 6 年度に公共土木施設災害に該当しなかった道路復旧工事費 2 件分を計上しております。財源は全て一般財源となっております。

同じく 194 ページ、11 款 6 項 1 目道路橋梁河川災害復旧事業、こちら過年度分におきまして、13 節借上料 300 万円、14 節工事請負費 2450 万円、合計で 2750 万円を計上しております。こちらは令和 6 年度に発生した公共土木施設災害の工事復旧費 3 件分となっております。財源は、災害復旧補助金 1433 万 9000 円、災害復旧債 640 万円、一般財源 676 万 2000 円となっております。

以上、議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」建設課所管分の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○兵頭委員長

宮本課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山下副委員長

三瓶 1 号線のところでですけど、今回 7500 万円の予算がついてるってことで非常に安心したんですけど、あと残りのメーター数っていうのが分かれば教えていただきたいのと、工事完了予定の目途っていうのがあればお願いしたいと思います。

○宮本建設課長

朝立 1 号線改良事業でございますが、全延長が、243 メーターとなっております。令和 5 年度から繰越しておりました予算分、令和 6 年度中に完了いたしておりますが、こちらが先ほど御説明させていただきますとおり、37 メーターが完成しております。来年度は、約 120 メーターを予定しておりますが、まだ残りが約 100 メーターほど残っております。我々の見込みとしましては完成予定は令和 9 年度ぐらいになろうかなというふうに予想しております。

○宇都宮俊文委員

関連になるんですが、特に市道になったら全く通ってないというところが結構あると思うんですが、例えば、市道旧町地区 277 号線、これ多分昔の法花津峠を通る道やろうと思います。やっぱり、これもうせっかく市道があるんで、周知いうか、例えばこの辺自転車で通ったらよいよ眺めがいいし、そういうふうな使い道で旧宇和町の時代にある展望台も造られている。ただ知らん人は全く知らないので、やっぱそういうことも兼ねて、せっかくある道路を何でそれ金かけたんだということになろうかと思うし、この道はもともと国道 56 号線ができるまでの幹線道路やったわけで、どういう意図でせっかく道路をつくり直したのか、それによって展望台とか、ほかの用途に使えますよ。本当に意味があって通ることではないんで、別の意味で、そういう利用するような、宣伝じゃないけど、そういうふうに位置づけることでやっぱ道路も活きると思うんですよ。

それともう 1 つついでに、展望台の管理なんかは今どうなってるか。もう 1 つ、宇和高山線これ県道なんですけれども 1 カ所展望台があります。でもこういうところを使わなかったらもう本当に何が何やら分からんよなあ、ごみ捨て場みたいになるんで、その辺の考え方はどのように思われておりますか。

○宮本建設課長

今、御質問いただいた旧町地区 277 号線ですけれども、こちら改良し始めてからかなり年数もたっており、我々としましては、林業に携わる林道につながる市道ということで、改良の目的としておりますけれども、先ほど議員がおっしゃられたように、我々としても自転車、今盛んに行われておって、ここを自転車・サイクリング道として指定

すると、かなり見通しもよくて、皆さんに喜ばれると思っております。自転車道の管理所管が経済振興課となっておりますので、その辺と連携を取り合って、その 277 号線が完成した後に、どういった利用ができるかといったことも考えていきたいと思っております。

展望台につきましては今議員がおっしゃられたように、市内今、使っていないというか、利用がされてない公園がかなり多くありまして、建設課が今所管じゃないですけど、主となって取りまとめを行っております。今後それを集約していった、使えるところ、今後再整備が必要なところをいろいろ議論していった、展望台も含めて、どういった扱いができるか、そういったことも関係部署と考えていきたいと思っております。

○宇都宮久見子委員

質疑の前にちょっとできるかできないか分からないんですけど、お願いとか要望というか、今の市道改良事業の説明ですよね。毎回思うんですけど、課長ここからここまでの道路ですとかいうことは説明していただくんですけど、この市道路線の廃止とか認定のときみたいな図とか写真とかを何号線って言われても、ピンとくるところもあるし、何号線っていうのがなかなかちょっと分かりにくいんですね。1 回、もう何年も前にちらっと話したことはあったんですけど、なかなかピンと来ないので、「ここの道路です」「ここまでできって、今回の金額はここからここまでのことなんですよ」という、お手数をおかけするんですけど、説明資料的なものがあつたらちょっと分かりやすいなと。もうイメージでしかちょっと聞きようがないので、その辺りをちょっと、今すぐということじゃなくて、お手数をおかけするんですけど今後検討してもらえたらなっていう要望です。

別件で質問させてもらうんですけど、150 ページの空家等対策事業の中で、これ一緒になったということなんですけど、子育て世帯等空き家活用定住支援補助金、これ 18 歳から 39 歳までとかいう説明を前に受けたかなと思うんですけど、これ、どれぐらい需要があるものなのか。今年度どれぐらい見込んでるのか。参考までに空き家バンクに登録されとる件数も増えてきているのか。その辺りちょっと御説明いただけたらと思います。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 41 分)

○兵頭委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 41 分)

○宮本建設課長

子育て世帯等空き家活用定住支援事業ですが、今年度から始まった事業で、今年度は 200 万円の 10 件分の予算を設けておりましたが、今のところ 10 件分の申込みは埋まっております。

その中でも数件ちょっとやっぱり年度内に、どうしても事業が完了しないということで、数件分は繰越を見込んでおりますが、かなり受付は早く埋まっております。

あと空き家バンクの件数ですが、細かい件数はちょっとまだ今のところはっきり申し上げられないんですが、件数は増加傾向にあります。

○宇都宮久見子委員

6 年度の分はもう埋まってるってということで、これ、需要があるものなのかなと思いますので、これからも引き続き周知とかもしていただいて、進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○河野委員

市道の改良工事の件ですけれども、城川の蔭之地杉の瀬線、この地図は持ってたんですが、あまり場所が確定できないんですけれども、これは今田川の続きの路線でしょうか。

○宮本建設課長

今田川的一部分、未改良の部分がちょっとあると思うんですけども、前後は改良済みで、60 メーターか 70 メーターぐらいちょっと改良ができてない部分があったと思うんですけども、イメージわかりますか。すみません。地図を載せたらよかったんですけど。

○河野委員

この路線で蔭之地側のほうで、もう中間、何十メーターか未着工のところがあろうと思うんですけども、そこはもう何年も前にも用地買収とかも全て終わっているというところだと思います。その路線はいうたら蔭之地から城川小学校に行く通学路に昔はなっておったんですけれども、今の未着工のところが、崖崩れとか石が落ちるとかで、危険だということで、生徒はずっと遠回りをして通学している状況が続いております。予算内で、全てのところをするの難しいとは思うんですけれ

ども、早急にそこら辺の改良工事も手をつけていただきたらと思いますがいかがでしょうか。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 45 分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 48 分）

○宮本建設課長

委員が言われました施工箇所について、ちょっと再度確認しまして、またお答えさせていただきたいと思います。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山下副委員長

147 ページ、私の勉強不足かも知れませんが、都市計画策定管理事業、市のまちづくりでコンパクトシティの委託料ですね。この内容的なところが分かれば説明をしていただきたいのですが。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 49 分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 51 分）

○宮本建設課長

都市計画策定管理事業の令和 7 年度に予定しておる内容についてですが、立地適正化計画というのがございまして、こちらは 5 年に 1 回の見直しが必要になってくる計画でございます。簡単に言いますと西予市の計画をしている範囲をどういった形で、今後、まちづくりをしていくかというふうな、ざっくりとした説明なんですけど、そういった計画を 5 年に 1 回ちょっと範囲も含めて見直しをかける必要がございますので、そちらが来年度 5 年に一度の回りになっているという内容でございます。

○山下副委員長

今の都市計画に上がってる地域っていうのは、宇和になるのでしょうか。

○宮本建設課長

西予市で都市計画が策定されている地域は、宇和地区の街中といたしますか、あと三瓶の東地区当たりと野村町の街中といたしますか、その 3 地区が都市計画に策定されております。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宇都宮久見子委員

146 ページ、河川維持事業なんですけど、これの 18 節補助金、河川草刈補助金ってあると思うんですけど、これの詳細な説明をお願いしたいんですけども。

○宮本建設課長

河川維持事業における草刈補助金の内容についてですが、大体、県が管理されている河川であつたりとか、市が管理する法定外水量であつたり、そちらの河川沿いに入ってる草等を我々が草刈りするっていうのはなかなか難しいところもありますんで、地元の方でやっていただけるっていう団体等に対して、事前に申請いただいて、写真等をつけていただいた後に、補助金をその地区にお支払いするという内容になっております。単価等はかなり安い単価でやってはいただいているんですけども、燃料費ぐらいは賄えているのかなという気持ちでおります。

○宇都宮久見子委員

地元も高齢化したりとかで、なかなか人手がもらんとかいうことで、地元でやりにくくなったりすることもあると思うんですが、やっぱりほっぽらかしにしとくわけにはいかんと思うんですけど、その辺り今後の見通しとか何か計画等あれば、御説明いただけたらと思います。

○宮本建設課長

委員御指摘のとおり、かなり高齢化、人口減少が進んでまして、正直この草刈補助金、今年はようせんと。もう何とか市でやってくれんかというふうなお声をかなり聞いているのが現状ですんで、我々としましても、もう何かいい対策はいう方法がないかなというところを今、思案しているところで、ちょっとこれだつていうところがまだ見つけられてないというのが現状であります。

○宇都宮久見子委員

財政も厳しい中で、人もどんどん減っていてもそういう声がやっぱり上がっていきよるっていう中で、それでもやっぱりあその草がとかいうところがたくさん出てきてるのが現状だと思うので、いろいろとこれからちょっといい方法を検討していくとは言われたので安心はしてるところなんですけど、災害等起こったときにまた困るようなことになりますので、早急に考えていただけたらと思います。

○兵頭委員長

その他ありませんか。

○河野委員

140 ページの道路地籍整備事業、前から取り組まれと思うんですけども、野村・城川の地区ではなかろうかと思うんですけども、どれぐらい進んだぐらいのか。未整備のところがまだあと何年分あるとか。

○宮本建設課長

道路地籍整備事業の令和6年度の実績としましては71筆が完了いたしました。総計としましては、現在3,544筆ある中での707筆が完了しております。パーセンテージで言いますと19.4%となっており、まだまだ未登記の場所が残っているという状況でございます。

○河野委員

これ野村・城川、私の地元ですけど昔から、市道整備をお願いするときに、土地を提供したいか、それで未登記になったことが多いと思うんですけど、どっかから詰めて言うか、やられとるのか無作為に登記のしやすいところからされておるのか、どんなんでしょうか。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時59分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前11時59分）

○宮本建設課長

優先順位等についてですけども一応西予市として、こういう順番でやっていこうという計画は一応立ててはおるんですけども、それはやはり筆数が多い路線であったりとか、重要路線であったりとか、そういったのを優先的に計画に上げてるんですけども、その中でもやはり相続がかなりされてなかったりとか、もう明らかにこれはちょっと時間がかかるなっていうのはどうしても後回しになってしまうと。一応計画はあるんですけども、後回しになったりしているところもあって、なかなか進んでいないっていうのが現状であります。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」建設課所管分について、原案に賛成の委員の挙手

を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

以上をもって本日の審査は全て終了いたしました。

3月10日午前9時から第3委員会室で引き続き審査を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時0分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長

兵頭 学